

岐阜県では平成20年4月より、「障害」を「障がい」と表記することとしているが、国や県が定める法令に規定されている用語、名称等や団体、機関等の固有名称は「障害」の表記を用いることとしているため、本試験においては、「障害」の表記で統一して出題している。

令和5年度採用 養護教諭

| | |
|------|--|
| 志願種別 | |
| 受験番号 | |

- 【11】 次の文は、「学校保健安全法施行規則」の「第二十条」と「第二十一条」の一部である。
 (A) ~ (C) に当てはまる正しい語句の組合せを、下記の①~⑤の中から一つ選べ。

(出席停止の報告事項)

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の (A)
- 五 その他参考となる事項

(感染症の予防に関する細目)

第二十一条 (B) は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、(C)、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 2 (B) は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

| | A | B | C |
|---|--------|-----|--------------------|
| ① | 学年別人員数 | 設置者 | 必要と認めるときは、学校医に診断させ |
| ② | 学級別人員数 | 設置者 | 必ず学校医に診断させ |
| ③ | 学年別人員数 | 校長 | 必ず学校医に診断させ |
| ④ | 学年別人員数 | 校長 | 必要と認めるときは、学校医に診断させ |
| ⑤ | 学級別人員数 | 設置者 | 必要と認めるときは、学校医に診断させ |

【12】 次の文章中の下線部ア～オのうち、「保健主事のための実務ハンドブック 令和2年度改訂」（令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会）第2章 保健主事の役割 1 学校保健に関する事項の管理に当たる保健主事 （2）学校保健計画の作成と実施 エ 学校保健計画の実施に当たって」に配慮する必要があると記載された内容として、誤っているものの数を、下記の①～⑤の中から選べ。

| | |
|---|-----------------------|
| ア | |
| イ | |
| ウ | 著作権保護の観点により、掲載いたしません。 |
| エ | |
| オ | |

※オの「教職員の」は2箇所あるが、一つとして考える。

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ
- ⑤ 5つ

- 【13】 次の文章中の下線部A～Eのうち、「学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—（令和2年度改訂）（令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会）第2章 調査結果から見た学校保健の課題とその対応 II 保健管理 1 救急処置 （5）救急体制の確立」の記載内容として、正しいものを○，誤っているものを×としたとき，○×の正しい組合せを，下記の①～⑤の中から一つ選べ。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

※上記のア，イ，ウの記号は，原文では①，②，③であるが，解答番号と区別するため変更している。

| | A | B | C | D | E |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | × | ○ | ○ | × | ○ |
| ② | × | × | ○ | ○ | × |
| ③ | ○ | × | × | ○ | ○ |
| ④ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| ⑤ | ○ | ○ | × | × | × |

【14】 次の文章中の下線部①～⑤のうち、「学校において予防すべき感染症の解説（平成30年3月 公益財団法人 日本学校保健会） III. 感染症各論 4. その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある） 1）感染症胃腸炎（ノロウイルス感染症，ロタウイルス感染症，アデノウイルス感染症など）」の記載内容として，誤っているものを一つ選べ。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

- 【15】 次の文章は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》（令和2年3月 公益財団法人 日本学校保健会） 第2章 疾患各論 1. 食物アレルギー・アナフィラキシー」の一部である。文章中の（ A ）～（ D ）に当てはまる正しい語句の組合せを、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

食物アレルギーとは

定義

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・（ A ）・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

頻度

平成 25 年の文部科学省調査では食物アレルギーの有病率は小学生 4.5%、中学生 1.7%、高校生 4.0%でした。

原因

原因食物は学童期では多岐にわたりますが、平成 23 年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査（消費者庁「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業」）では学童～高校生までの新規発症では（ B ）、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、（ B ）の順に多くなっています。

症状

（ C ）が最も多く、次いで呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、中にはショック症状と多岐にわたります。

治療

管理は「正しい診断に基づく必要最小限の除去」です。食物経口負荷試験により診断を正確に行い、必要最小限の除去を実施することが大切です。

誤食などにより食物アレルギーの症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要です。じんましんなどの軽い症状に対しては（ D ）や経過観察により回復することもあります。ゼーゼー・呼吸困難・嘔吐・ショックなどの中等症から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対処が必要です。

- ① A：呼吸器 B：木の実類 C：頭痛症状 D：アドレナリン自己注射薬の投与
- ② A：循環器 B：木の実類 C：頭痛症状 D：抗ヒスタミン薬の内服
- ③ A：呼吸器 B：甲殻類 C：皮膚症状 D：抗ヒスタミン薬の内服
- ④ A：循環器 B：木の実類 C：皮膚症状 D：抗ヒスタミン薬の内服
- ⑤ A：呼吸器 B：甲殻類 C：皮膚症状 D：アドレナリン自己注射薬の投与

- 【16】 次の文章中の下線部A～Eのうち、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（平成27年8月 公益財団法人 日本学校保健会）第1章 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施 5 方法及び技術的基準 4 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」の記載内容として、誤っているものの組合せを、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

著作権保護の観点により掲載いたしません。

※上記のアの記号は、原文では①であるが、解答番号と区別するため変更している。

- ① A ・ B ・ E
- ② A ・ C ・ D
- ③ A ・ C ・ E
- ④ B ・ C ・ D
- ⑤ B ・ D ・ E

【17】 次の表は、「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践〔平成30年度改訂版〕（平成30年5月 文部科学省） 第II章 学校環境衛生基準 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」に示された、毎授業日に点検を行う検査項目のうち、「飲料水等の水質及び施設・設備」の基準を示したものである。表中のA～Eのうち、正しいものを○、誤っているものを×としたとき、○×の正しい組合せを、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

※学校環境衛生基準については、一部改正が行われ、令和4年4月1日から施行されている。

| | A | B | C | D | E |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | × | ○ | ○ | × | ○ |
| ② | × | × | × | ○ | × |
| ③ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| ④ | ○ | × | × | × | × |
| ⑤ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 【18】 次の文章中の下線部A～Eのうち、「学校におけるがん教育の在り方について 報告（平成27年3月 「がん教育」の在り方に関する検討会） 2 学校におけるがん教育の基本的な考え方 （3） がん教育の具体的な内容」の記載内容として、誤っているものの組合せを、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

ア がんとは（がんの要因等）

がんとは、体の中で、異常細胞が際限なく増えてしまう病気である。異常細胞は、様々な要因により、通常の細胞が細胞分裂する際に発生したものであるため、加齢に伴いがんにかかる人が増える。また、数は少ないが子供がかかるがんもある。

がんになる危険性を増す要因としては、たばこ、細菌・ウイルス、過量な飲酒、偏った食事、運動不足などの他、一部のまれなものではあるが、A 遺伝要因が関与するものもある。また、がんになる原因がわかっていないものもある。

（中略）

ウ 我が国のがんの状況

がんは、日本人のB 死因の第2位で、現在(2013年)では、年間約36万人以上の国民が、がんを原因として亡くなっており、これは、亡くなる方の三人に一人に相当する。また、生涯のうちにがんにかかる可能性は、二人に一人（男性の60%、女性の45%（2010年））とされているが、人口に占める高齢者の割合が増加してきていることもあり、年々増え続けている。がんの対策に当たって、すべての病院でがんにかかった人のがんの情報を登録する「全国がん登録」を始め様々な取組が行われている。

（中略）

オ がんの早期発見・がん検診

がんになり患った場合、全体で半数以上、C 早期がんに関しては9割近くの方が治る。がんは症状が出にくい病気なので、早期に発見するためには、症状がなくても、がん検診を定期的に行うことが不可欠である。日本では、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸（けい）がん、大腸がんなどのがん検診が行われている。

カ がんの治療法

がん治療の三つの柱はD 手術治療、免疫治療、薬物治療（抗がん剤など）であり、がんの種類と進行度に応じて、三つの治療法を単独や、組み合わせて行う標準治療が定められている。それらを医師等と相談しながら主体的に選択することが重要となっている。

キ がん治療における緩和ケア

がんになったことで起こりうる痛みや心のつらさなどの症状を和らげ、通常の生活ができるようにするための医療が緩和ケアである。治らない場合も心身の苦痛を取るための医療が行われる。緩和ケアは、E 終末期だけでなく、がんが診断されたときから受けるものである。

- ① A ・ C
② A ・ E
③ B ・ D
④ B ・ E
⑤ C ・ D

- 【19】 次の文章中の下線部A～Eのうち、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（平成27年8月 公益財団法人 日本学校保健会）第1章 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施 5 方法及び技術的基準 10 歯及び口腔の疾病及び異常の有無」の記載内容として、正しいものを○、誤っているものを×としたとき、○×の正しい組合せを、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

事後措置

検査終了後、保健指導、健康相談、要観察（要観察歯C○、歯周疾患要観察者G○）及び疾病を有する者への個別指導、受診を勧める。

1 個別の保健指導

口腔に何らかの課題のある児童生徒等については、A 問題のある部位を認識させ、学校歯科医や地域医療機関との連携を取り、保健指導を行う。

2 経過観察

ア 要観察歯C○の観察と対応

要観察歯C○とは、B 放置するとむし歯に移行するリスクのある歯である。そのため、学校歯科医による健康相談、臨時の健康診断を行うことが望ましい。また、地域の医療機関（かかりつけ歯科医等）の専門家による継続的な管理、C フッ化物の歯面塗布等の治療によって歯質の抵抗性を高めていくことも考えられる。

*C○要相談は、隣接面や修復物下部に着色変化の見られる場合、及びむし歯の初期病変の状態が多数認められる場合が該当する。学校歯科医の所見欄にC○要相談と記載し、受診を勧める。

イ 歯周疾患要観察者G○の観察と対応

歯周疾患要観察者G○は、歯肉に腫脹や軽い出血がみられる歯肉炎であり、D ブラッシング指導等を適切に行い、観察を続ける必要がある者である。養護教諭や学級担任等による学校での観察・指導と併せて、学校歯科医による臨時の健康診断を行うことや地域の医療機関（かかりつけ歯科医等）のE 専門家による治療により歯肉の改善を図ることが必要である。学校歯科医の所見欄にG○と記載する。

(以下略)

※上記のア、イの記号は、原文では①、②であるが、解答番号と区別するため変更している。

| | A | B | C | D | E |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | ○ | × | × | ○ | × |
| ② | ○ | ○ | × | ○ | × |
| ③ | × | ○ | ○ | × | × |
| ④ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ | × | ○ | × | × | ○ |

- 【20】 次の文章中の下線部①～⑤のうち、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編（平成29年7月 文部科学省） 第3章 各活動・学校行事の目標と内容 第1節 学級活動 2 学級活動の内容 （2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」の記載内容として、誤っているものを一つ選べ。

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

この内容は、心身の機能や発達、心の健康についての理解を深め、生涯にわたって① 積極的に健康の保持増進を目指し、安全に生活することができるようにするものである。 日常の健康や安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や健康及び安全の保持増進に向けた② 意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

この内容において育成を目指す資質・能力としては、例えば、現在及び生涯にわたって心身の健康を③ 保持増進するために、節度ある生活を送り、自己管理を行うことの意義やそのために必要となることを④ 理解し、 日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになること。学校内外における自己の生活を見直し、自らの生活環境や健康維持に必要な生活習慣等を考えるとともに、安全に配慮した的確な行動がとれるようになることなどが考えられる。また、そうした過程を通して、主体的に生活環境の改善や健康の維持増進に努めるとともに、状況に応じて⑤ 自己の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

(以下略)

- 【21】 次の文章は、「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引（平成26年7月 文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議） 第2章 学校における自殺予防教育の実施に向けて～子供を直接対象とする自殺予防教育を行う上での関係者の合意形成と準備のために～ 3. 地域の関係機関との合意形成 （2）子供対象の自殺予防教育を実施する上での協力依頼」の一部である。文章中の（ A ）～（ C ）に当てはまる正しい語句の組合せを、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

（2）子供対象の自殺予防教育を実施する上での協力依頼

実際に学校において子供対象の自殺予防教育プログラム実施するに際して、地域の関係機関に対して協力を依頼する必要があります。これらの依頼は日頃から連携を取っている（ A ）や教育相談担当教員、スクールカウンセラー等が窓口となって行うと良いと思われます。

1）地域の援助資源リストへの掲載に関する依頼

子供に配布するリーフレットやカードには、実際に活用できる地域の援助資源の連絡先等を記載します。それに先立ち、関係機関に連絡を取り、その旨伝えて了解を取るとともに、改めて授業実施後に子供から連絡があった際に対応いただくよう、あらかじめお願いしておくことが望ましいと考えられます。第3章で示すように、授業の一環として実際に子供が援助機関に出向いて説明を受けることができると、訪れた子供はもちろんのこと、（ B ）の声を通してその実際に触れることで他の子供たちにとっても援助機関の存在が身近で現実的なものになります。そのような場合には、事前に担当教師が出向き、十分な協議をしておく必要があることは言うまでもありません。

2）ハイリスクの子供のフォローアップに関する依頼

可能であれば、地域の専門機関に対して、子供対象の自殺予防教育プログラム実施後に、専門機関でのフォローが必要だと判断された子供を紹介する可能性があることを、あらかじめ伝え協力を依頼しておくことが望ましいと思われます。

3）（ C ）としての協力依頼

地域の関係機関のスタッフが、子供対象の自殺予防教育に（ C ）として来校し、校内スタッフとともに授業を実施することでできれば、子供は学校外の援助資源についてより具体的に認識し、活用しやすくなると思われます。

- ① A：学級担任 B：仲間 C：ゲスト講師
- ② A：養護教諭 B：専門家 C：ゲスト講師
- ③ A：養護教諭 B：仲間 C：ゲスト講師
- ④ A：学級担任 B：専門家 C：スクールカウンセラー
- ⑤ A：学級担任 B：仲間 C：スクールカウンセラー

- 【22】 次の文章中の下線部A～Eのうち、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版 文部科学省） 対応編1 日頃の観察から通告まで 1. 通告までの流れ（4） 子供や保護者から聞き取りをする場合」の記載内容として、誤っているものの数を、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

（4） 子供や保護者から聞き取りをする場合

虐待が疑われる場合は、通告前から通告後の後の対応も含めてA チームで対応することが基本となりますが、通告するかどうかの判断、通告をする前に子供や保護者から一定の聞き取りを行うかどうかの判断やその方法などについても関係教職員で協議することが望ましいです。

外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、担任や養護教諭などによって子供から聞き取りを行うことも考えられます。その際は誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などと、B クローズドクエスチョン形式で尋ねることが適切です。また、幼児の話を聞くときなど、子供の言語能力への配慮が必要な場合は絵を描きながら話を進めるなどの配慮も有効でしょう。

ただし、子供は自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと、心身の安全・安心が確保されておらず虐待を受ける危険性がある状況では「虐待されている」とは言い出せないこと、どんなに辛くても自分から保護者を悪く言うことができないでいること、保護者から見捨てられる不安をもっていること、一度虐待を受けていることを認めても後に撤回することなどが想定されるので、C 幼児児童生徒の言葉だけで判断しないように留意する必要があるとあります。

また、知的障害や発達障害のある子供については、自分のされていることが虐待と認識できない場合があるため、子供の障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮し、周囲がより丁寧かつD 積極的に介入する必要があるとあります。

なお、聞き出した発言やその際のE 表情・態度をそのまま記録しておくと、その後の専門機関との連携が円滑に進む場合が多いです。

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ
- ⑤ 5つ

【23】 次の文章の下線部①～⑤のうち、「食に関する指導の手引 第二次改訂版（平成31年3月文部科学省） 第6章 個別的な相談指導の進め方 第5節 具体的な指導方法 4 やせ傾向にある児童生徒」の記載内容として、誤っているものを一つ選べ。

(1) やせとは

やせとは、① 体重や体脂肪が少ない状態を示し、児童生徒のやせ傾向については、発育遅延などが心配されます。

やせの診断には、身長と体重から算出する② 体格指数（肥満度など）、体脂肪量を推定する体脂肪率などがあります。児童生徒は、発育・発達期であることから、やせ傾向の判定においては、性別、年齢別の身長別標準体重を活用し、肥満度を算出（肥満度： $=[\text{実測体重}(\text{k g}) - \text{身長別標準体重}(\text{k g})] / \text{身長別標準体重}(\text{k g}) \times 100$ ）し、肥満度が③ -10%～-30%未満をやせ傾向、-30%以上であれば高度やせと判定します。発育には個人差があることから、成長曲線を作成して発育に伴う変化をとらえ、対象者の抽出や相談指導を進めていきます。特に急激な体重減少は、発育に支障を来すだけでなく、生命の危機を示していることもあるので、緊急にその原因を究明し、対応する必要があります。

やせ傾向となる原因は、④ 問題のないやせ傾向もあるが、ダイエットや糖質制限のような偏った食事、家庭の状況などによっても引き起こされていることもあります。

(中略)

(2) やせに対する個別的な相談指導の要点・留意点

やせ傾向の児童生徒への相談指導は、やせの状況になった原因によって、指導の方針は大きく変わります。栄養や食に関する指導だけでは、根本的な問題解決を導けない場合には、さまざまな関係機関と連携をして解決しなくてはなりません。

思春期は、心身ともに変化をしていくときであることから、適切な指導ができるように知識を高めるとともに、⑤ コミュニケーション能力も高めて進めていく必要があります。

【24】 次の文章中の下線部A～Eのうち、「教職員のための指導の手引 ～UPDATE！エイズ・性感染症～（平成30年3月 公益財団法人 日本学校保健会） 2. エイズ及び性感染症に関する指導の目標と内容 （ア）目標 （イ）内容」の記載内容として、誤っているものの数を、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ
- ⑤ 5つ

- 【25】 次の文章中の下線部A～Eのうち、「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～（平成29年3月 文部科学省） 第2章 学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方 ステップ1 対象者の把握 1 体制整備」の記載内容として、誤っているものの組合せを、下記の①～⑤の中から一つ選べ。

(2) それぞれの役割

ア養護教諭

養護教諭は、

- ・誰でも（児童生徒、保護者、教職員等）いつでも相談できる保健室経営を行う。
- ・医学的な情報や現代的な健康課題等について、A 最新の知見を学ぶ。
- ・地域の関係機関とも連携できるような関係性を築く。
- ・B 地域の関係機関を組織化し、教職員等に周知する。

養護教諭は、管理職や学級担任等に対して、

- ・気になる児童生徒の学級での様子について聞く。
- ・医学的な情報や現代的な健康課題の傾向等を的確に伝える。特に、日常の健康観察のポイントや、危機発生時は児童生徒が異なったサインを出すことなどを周知する。

養護教諭は、保護者に対して、

- ・C 家庭での健康観察のポイントや保健室はいつでも誰でも相談できること、相談できる関係機関について、学校通信や保健だより、学校保健委員会活動等を活用して常に発信する。

イ管理職（校長、教頭等）

管理職（校長、教頭等）は、

- ・養護教諭や学級担任等の教職員に対し、一人で児童生徒の問題を抱え込まず、必ず情報共有を行うように常に伝える。
- ・全教職員が情報共有できる場（職員会議等）を年間計画に位置付けるなど、教職員が連携できる体制整備や気軽に相談できる雰囲気を醸成する。
- ・学校として、D 地域の関係機関との連携を推進する。
- ・支援の必要な児童生徒の把握方法やその課題の分析方法、指導や支援方法などを学ぶため、各課題の専門家を招へいするなど、校内研修等を開催する。

ウ学級担任等

学級担任等は、

- ・児童生徒の変化にいち早く気付ける立場にあることを常に意識し、観察する力の向上に努める。
- ・健康観察を通して、児童生徒に自他の健康に興味・関心をもたせ、E 自己有用感の育成を図る。

※上記のア、イ、ウの記号は、原文では①、②、③であるが、解答番号と区別するため変更している。

- ① A ・ D
- ② A ・ E
- ③ B ・ C
- ④ B ・ E
- ⑤ C ・ D

kyosai-guild

kyosai-guild

令和5年度採用 解答表（養護教諭）

| 問題 | 【11】 | 【12】 | 【13】 | 【14】 | 【15】 | 【16】 | 【17】 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 正解 | ④ | ① | ① | ④ | ③ | ⑤ | ⑤ |

| 問題 | 【18】 | 【19】 | 【20】 | 【21】 | 【22】 | 【23】 | 【24】 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 正解 | ③ | ② | ⑤ | ③ | ① | ③ | ① |

| 問題 | 【25】 |
|----|------|
| 正解 | ④ |

kyosai-guide

kyosai-guild